

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく書面)

2021年11月1日

株式会社CAICA DIGITAL

株式会社カイクファイナンシャルホールディングス

2021年11月1日

新設分割に係る事後開示書面

東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社CAICA DIGITAL
代表取締役社長 鈴木 伸



東京都港区南青山五丁目11番9号
株式会社カイカフィナンシャルホールディングス
代表取締役 渕木 幹男



株式会社CAICA DIGITAL(2021年11月1日付けで「株式会社CAICA」から商号変更。以下「分割会社」という。)は、2021年6月18日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年11月1日をもって、株式会社カイカフィナンシャルホールディングス(以下「新設会社」という。)を新たに設立し、分割会社の持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件新設分割」という。)を行いました。

本件新設分割について、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2021年11月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 新設分割の差止請求

会社法第805条の2の規定に基づき、差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第806条第4項に基づき、2021年8月2日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に当該手続を請求した反対株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2021年6月28日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2021年11月1日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の持株会社としての事業の一部である金融サービス事業の支配・管理に関して有する権利義務を承継いたしました。新設会社が承継した資産の額は11,645千円、負債の額は2,412千円（いずれも2021年4月30日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

4. その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上